

新たに就農を希望する方の受入に御協力をお願いします

本市では、これからの農業を担う意欲ある新規就農者を確保し、本市農業の活性化を図ることを目的として、新規参入希望者を就農につなげる支援策を実施しています。

例えば、次のような方から

(例) かながわ農業アカデミー卒業生、神奈川県認定の研修機関修了生 など
障がい者雇用で法人就農に取り組む企業 など
露地野菜、果樹、観葉植物の栽培に向けた就農相談が寄せられています。

新規参入希望者が営農を開始する前には、地域コミュニティへの積極的な参加にご理解いただくことを前提として、①農地をすべて効率的に利用できるか、②周辺の農地利用に支障がないか、③農業経営に必要な技術の習得状況や管理実績の確認などを行います。

新規参入希望者への農地の貸借や営農の開始について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ：農業振興課
Tel 860-2462

神奈川県 トップ経営体の育成に向けた研修及び補助金について

神奈川県では、常時雇用ができる販売額 3,000 万円以上（畜産 5,000 万円以上）の優れた経営感覚を有する経営体（トップ経営体）の育成に取り組んでいます。御関心のある方は、本市へ御相談ください。

- ①かながわ農業版MBA研修（R6年度は未実施。R7年度は実施予定）
- ②トップ経営体育成事業補助金

①の研修修了者又は修了者が経営に關与している経営体向け
補助率：施設整備等経費の3分の1以下（限度額：1,000万円）

問合せ：農業振興課
Tel 860-2462

川崎市農業経営高度化支援（経営改善支援事業）について

本市では、認定農業者等の経営改善を目的として、①市内産農産物の販売促進、②市内産農産物を使った商品開発、③労働時間の削減に資する事業（生産に関わるものを除く）に係る経費の補助を行っています。ぜひ、ご利用ください。

(例) PR用のチラシ、オリジナルロゴ及び出荷箱・袋等の製作費
直売所の設置又は改修費 など

詳細は
市HPへ



【申込期限】令和7年1月31日（金）必着
【選定方法】書類審査（必要に応じて現地調査等）

問合せ：農業振興課
Tel 860-2462

農業生産振興対策事業について

～農業用施設の整備・改良や農業用機械等の導入を支援します～

農地の高度利用や多様な営農展開を促進し、農業経営の安定を図ることを目的に、以下の事業に対し補助金を交付しております。募集については詳細がきまり次第、市HP等で御案内いたしますので、活用について御検討ください。（募集は毎年4月～5月頃）

【農業施設整備事業】（補助率 20～30％）

園芸施設（温室）等の設置、多目的防災網等の設置、農産物加工施設等の設置

【農業機械等整備事業】（補助率 20～50％）

農業機械等の導入（共同利用）、予冷库・保冷库の設置、農業用施設改良のための資材購入、省エネルギー型加温設備の導入、畜産経営に資する資機材の導入

問合せ：農業技術支援センター
Tel 945-0153

みのり 川崎市農政情報誌

農の達人

発行 川崎市都市農業振興センター
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7
電話 044-860-2462
FAX 044-860-2464
E-mail 28nogyo@city.kawasaki.jp

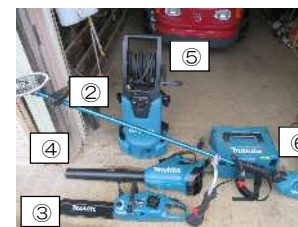
©中本竹廣

市制100周年記念事業「電動農機具の御紹介」

今年は川崎市制 100 周年ですが、そのプレ事業として昨年度、今回御紹介する最新の電動農機具を購入しました。「電動農機具」といえばこれまで、「便利だけどパワー不足」といわれていましたが、近年はバッテリーをはじめ性能が飛躍的に向上しています。SDGsにも資するこの農機具は、現在、川崎市農業技術支援センターのほ場で実際に農作業に使われています。御連絡いただければ実際に手に取って御覧になることも可能です。まずはお電話を。



①ロボット草刈り機



②刈払機 ③チェーンソー
④ブロワー ⑤高圧洗浄機
⑥パワースOCKET



⑦噴霧器 ⑧用バッテリー
⑨ハンディソー

問合せ：農業技術支援センター
Tel 945-0153



2025年 農林業センサスに御協力をお願いします

- 「2025農林業センサス」を令和7年2月1日現在で調査します。

農林業センサスは5年に一度、全国一斉に農林業や農山村の実態を調べ、国や地方の農林業施策の企画・推進に役立つとても大切な調査です。

- 1月から調査員が農林業を営んでいる皆様のお宅を訪問します。

調査員が訪問して調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので御協力を願います。

- 統計法では、調査内容を統計以外の目的で使用する事が堅く禁じられています。

その他目的で使用する事は一切ありません。

問合せ：農業振興課
Tel 860-2462

農地の手続きや管理はしっかりと行いましょう

法律では、農地の権利を有する者は、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないと定められています。

また、農地は一度荒れてしまうと、元の状態に戻すことが困難となるだけでなく、周辺農地や近隣住民に悪影響を及ぼす可能性があります。

都市の中にある農地は、新鮮な農産物を提供するなど、所有者だけでなく、地域にとっても貴重な財産ですので、農地の適正な管理を行っていきましょう。

なお、農業委員会では、農地の適正な管理に向けたチラシを作成・配布するとともに、各種制度をご案内しておりますので、お気軽にご相談ください。

各種制度や手続きについては、農業委員会のホームページもご覧ください。2次元コード

チラシ(表)



問合せ：農業委員会事務局 Tel860-2461

生産緑地の買取申出可能期限と回数制限が変わります

生産緑地の買取申出は、生産緑地の解除に必要な手続きです。生産緑地が指定から30年経過した場合や、30年を経過するまでの間に生産緑地の農業の主たる従事者に死亡または故障が生じた場合に、川崎市長に対して生産緑地の買取申出ができます。

令和6年12月1日以降、生産緑地の農業の主たる従事者に死亡、故障が生じた場合の買取申出は、以下のように申出期間と申出回数を定めます。

買取申出期間

事由発生日(※)から2年以内

買取申出回数

事由につき1回

※事由発生日は主たる従事者の死亡日、または故障の認定日となります。

すでにお持ちの「生産緑地の農業の主たる従事者証明」の取り扱い

運用変更に伴い、過去に証明を受けた「主たる従事者証明」に記載された生産緑地の死亡・故障による買取申出は、以下の扱いとします。買取申出を検討される場合は、「主たる従事者証明」をご持参のうえ、必ず事前相談をお願いします。

対象の証明書→令和5年3月31日までに受付を行った主たる従事者証明
※一度も買取申出を行っていない筆に限る

買取申出可能期間→令和8年11月30日まで

買取申出可能回数→事由につき1回

買取申出について詳しくは HP をご覧ください→



問合せ：農地課
Tel860-2461

農地管理に困っている場合、御相談ください

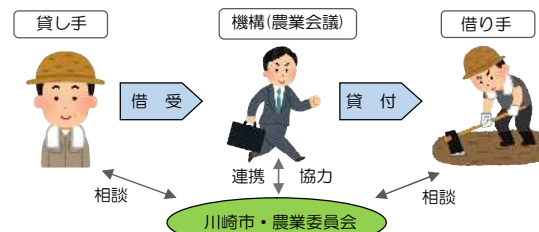
御自身や御家族での耕作が難しいなど、管理に悩んでいる農地がある場合、貸借について御相談ください。なお、農地の所在区域により貸借方法は次のとおり異なります。

貸借方法	市内農地			問合せ	備考
	市街化調整区域	市街化区域 生産緑地	生産緑地以外		
①農業経営基盤強化促進法の利用権設定に基づく貸借	○	×	×	①農業振興課 ②農地課(農業者等と貸借) ③農業振興課(市民農園開設者と貸借) ④農地課	Tel.860-2462 Tel.860-2461 Tel.860-2462 Tel.860-2461
②都市農地貸借法に基づく貸借	×	○	×		・期間が満了したら貸借終了(更新可) ・納税猶予制度を受けたまま、農業者等自ら耕作する者と貸借可能
③農地法に基づく貸借	○	○	○		・期間が満了したら貸借終了(更新可) ・納税猶予制度を受けたまま、農業者等自ら耕作する者や市民農園開設者と貸借可能 ・契約は自動更新で、解約は農地法に基づく貸主・借主の合意解約が必要

利用権設定に基づく農地の貸借は、令和7年4月から、農地中間管理機構を経由することになります！

農地貸借の一元化・広域化を図るため、令和5年4月に改正農業経営基盤強化促進法が施行され、経過措置が終了する令和7年4月以降は、利用権設定に基づく農地の貸借は、農地中間管理機構(神奈川県では神奈川県農業会議)を介することとなります。

神奈川県農業会議とは、神奈川県知事の指定を受け、農地中間管理事業を実施している公的機関で、川崎市・農業委員会と連携しています。



特徴

- ・賃貸借(金納)の場合は、賃料は機構を介して口座振替で行います。
- ・契約期間終了後、農地は確実に借り手のお手元に戻ります。(更新可)
- ・複数所有者から借りる場合も機構が契約を一括します。

問合せ：農業振興課
Tel.860-2462

農地集積等を図る「地域計画」の策定に御協力をお願いします

本市では、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業振興地域を対象とした地域計画の策定に取り組んでいます。令和7年3月(予定)の策定に向けて、意向調査や協議の場の設置、計画の縦覧等を予定しておりますので、引き続き、御協力をお願いいたします。

(地域計画とは)

市街化調整区域において、地域の主な担い手に農地を集積することを目的とした計画で、高齢化等により農地が適切に利用されなくなる懸念があるため、農業を担う次の世代が効率的に農地利用できるように、法に基づき市町村が策定します。本市では、令和7年3月に策定し、市HP等で公開予定です。

問合せ：農業振興課
Tel.860-2462